平成 29 年度 短期大学機関別認証評価評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、静岡英和学院大学短期大学部は、日本高等教育評価機構が定める短期大学 評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ 総評

「基準1. 使命・目的等」について

短期大学の使命・目的を、建学の精神と教育理念に基づき、学則に具体的かつ明確に定め、「CAMPUS GUIDE(学生便覧)」に簡潔に分かりやすく掲載している。個性輝く特色ある短期大学になるために目指すべきものとして「University Identity」を示し教職員及び役員の理解と支持を受け、学科の人材養成及び教育研究上の目的を定めている。「学院聖句」、短期大学・大学共通の「大学聖句」を記したプレートを各所に掲げ学校法人の規律ある姿勢を表明し、ウェブサイトや学校法人広報、短期大学広報等を通じて、ステークホルダーをはじめとした学内外への情報提供を図っている。使命・目的及び教育目的は、高等教育機関としての社会的な使命に応えるべく、自己点検・評価という適切なプロセスを経て、中長期計画や三つのポリシー(ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー)に反映し、必要に応じた見直しにより、社会情勢の変化に対応している。

「基準2. 学修と教授」について

学科の三つのポリシーを、短期大学の個性・特色の根幹を成すものとして明確に示し、多様な入学者選抜、教育目的を踏まえた教育課程の体系的編成、教育の質保証の担保、単位認定、進級及び卒業認定と相互に関連付けて運用している。教職員協働のもと、留学生も含めた学生一人ひとりに対する学修、生活及びキャリア支援体制を整備している。FD(Faculty Development)については、FD 委員会を設置し、「学生による授業改善のためのアンケート」「教員相互の授業参観」「学修行動基礎調査」などを活用し、授業内容、教授方法の改善に向けたフィードバックを行い、学修指導に反映させるとともに、教員は「授業用ハンドブック」により、授業、試験及び成績評価の適正な実施に努めている。教員の組織・配置及び校地・校舎の整備は概ね適切であり、自衛消防隊活動マニュアルに基づいた避難訓練やバリアフリーの整備など、安全性・利便性に配慮した、学生生活を送るにふさわしい教育研究環境を目指している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為に基づき諸規則を適切に定め、倫理性、公共性の高い教育機関として、教育の質の保証を担保するための継続的努力を法令遵守のもとに行っている。理事長は学校法人の代表として、学長は短期大学の長として、各々リーダーシップとボトムアップのバランスを意識し、学校法人と短期大学間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化を図っている。寄附行為に基づき役員及び評議員を選任し、評議員会は、諮問機関と位置付けて

いる。職員の資質、能力向上のため「SD の全学的実施方針及び計画」を策定し、教職員研修会を開催している。財務は、使命・目的を果たすため、中長期計画を作成し目標を定めた上で、教育効果を高めるための予算編成に努めている。会計処理の適正化に向け、内部監査体制を整え、定期的な監査を実施している。教育情報及び財務情報はウェブサイトにより、適切に公表・公開している。

「基準4. 自己点検・評価」について

短期大学の使命・目的を達成するため、自ら点検及び評価を行うことを学則に定め、「静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価実施規程」を柱に、学長を長とした自己点検・評価実施委員会を設置している。自己点検報告書を作成し、ウェブサイトを通じて外部に広く公表するなど、自主的・自律的な自己点検・評価を、規則を上回る周期で実施している。自己点検・評価は、現状把握のため種々の部署が作成した調査・データ・資料等をエビデンスとして活用していたが、平成 27(2015)年度に、短期大学・大学共通の「IR 委員会」を設置したことにより、より精緻な調査、データの収集と分析が可能となった。全学的な教学マネジメントの強化と建学の精神を生かした教育研究活動の改善と質的向上を図るため、自己点検・評価の恒常的かつ組織全体の取組みとして PDCA サイクルを確立しており、自己点検・評価は機能している。

総じて、短期大学は、建学の精神及び教育理念に基づいた、使命・目的及び短期大学の教育目的により、全学的な教職協働体制のもと、地元静岡市との連携を含め、特色ある教育を行うとともに、留学生受入れによるグローバル化など、時代の変化に対応し、質の高い高等教育機関として地域及び国際貢献に寄与している。学校法人創立 130 年の伝統をもとに、更なる発展を期待したい。

なお、使命・目的に基づく短期大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域連携」「基準 B.グローバル化」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

- 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性
 - 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
 - 1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

建学の精神をもととして、「学院聖句」、短期大学・大学共通の「大学聖句」を掲げ、「大

学要覧」「大学案内」「CAMPUS GUIDE(学生便覧)」「履修要項・講義内容」などに明記するとともに、ウェブサイトには、「心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。また、隣人を自分のように愛しなさい」との学院聖句、「愛の実践を伴う信仰こそ大切です」との大学聖句、三つのポリシー及び学科の教育研究の目的を掲載している。また、短期大学内の各所には学院聖句・大学聖句を記したプレートを掲げ、学校法人の規律ある姿勢を表明している。

短期大学の使命・目的、教育目的を明確に定め、「CAMPUS GUIDE (学生便覧)」、ウェブサイトなどに明記するとともに、入学式・卒業式の式典、礼拝、各種行事を通して、理事長、学長、宗教主任等が解説している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-(1) 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

個性輝く特色ある短期大学になるために目指すべきものとして、短期大学の使命・目的に沿った現代コミュニケーション学科及び食物学科の教育研究の目的を学則に定め、

「CAMPUS GUIDE (学生便覧)」に明示している。4項目から成る「University Identity」により、短期大学の特色を具体的に示しており、短期大学の使命・目的は、学校教育法及び設置基準等の法令に照らして適切なものになっている。

教授会と、併設の大学との連絡連携のもとに運営する「評議会」が諸課題に取組むとともに、教授会を支える学科会、各種委員会においても、教育活動の点検を行い、必要に応じて見直すことにより、社会情勢の変化に対応している。また、併設の大学と合同の「経営会議」を組織し、学長が経営、運営に関して必要と認めた事項、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に関する事項等につき審議し、社会の要請に応える短期大学としての責任を果たすべく努めている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-4 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目1-3を満たしている。

【理由】

短期大学の使命・目的と教育目的は、短期大学の諸会議や評議員会及び理事会の審議過程における教職員、評議員及び役員の理解と支持のもと決定され、ウェブサイトや学校法人広報誌「Maple 通信」、短期大学・大学広報誌「EIWA UNIVERSE」等を通じ、ステークホルダーに対し、建学の精神及び短期大学の使命・目的を含めた情報の提供を図っている。

「学校法人静岡英和女学院経営改善計画」を受け、平成 28(2016)年度から 5 か年の「学校法人静岡英和女学院中長期計画」を策定し、その改革理念の中心に位置付けた目標や三つのポリシーには建学の精神や教育目的が反映されている。

短期大学の使命・目的及び教育目的を達成するため、現代コミュニケーション学科及び 食物学科の学問領域を教授するのにふさわしい教員組織を擁しており、短期大学の使命・ 目的及び教育目的と教育研究組織の構成とは、整合性が取れている。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

学科ごとの教育目的に沿ってアドミッションポリシーが定められ、入学試験要項やウェブサイトで明示している。

入学者選抜については、「静岡英和学院大学短期大学部入学者選抜規程」に基づいて実施され、副学長を責任者とする入試・広報委員会が組織され、公募推薦入学試験、一般入学試験等を行っている。入試問題の作成は短期大学が自ら行い、学長から委嘱された作成委員が、「入試問題作成要領」に従う形で進めている。入学者の受入れに当たっては、入学者選抜規程に基づき、入学者選考会議、教授会を経て、最終的に学長によって決定されている。

入試広報に関する学科としての取組みの強化や、多様な入試制度を設け制度ごとに受験の可能性を広げる工夫をした結果、以前は低かった収容定員充足率が、概ね適切な水準まで上昇した。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえて、学科ごとに教育目標を掲げ、それに基づいてカリキュラムポリシーを定めて、「履修要項・講義内容」やウェブサイト等に掲載し、公表している。

まず、建学の精神であるキリスト教精神に基づくものの考え方や見方を学ぶことを目的としている科目を必修科目として置いている。次に、両学科とも「教育目的」を「教育目標」として三つのポリシーを定め、教育課程もこれに基づき編成されている。また、教育目的を踏まえたカリキュラムポリシーとディプロマポリシーが一貫性を持ち、科目ナンバリングを実施し、体系的な教育課程を編成している。

入学前準備プログラム、初年次教育の実施や GPA(Grade Point Average)制度導入による適正な成績評価とキャップ制度を採用し、教室外体験学習プログラム、静岡大学農学部との単位互換制度の導入などにより、教育効果を高めている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

評議会、教務委員会、学生委員会に職員が正規の構成員として入っており、その他、各 委員会に職員が陪席しており、教職協働が図られている。

オフィスアワー制度を全学的に実施しており、また、修学意欲低下等の学生への対応として、ゼミ等を活用し、退学・休学に際して聞取り項目を列記したチェックシートが用意されている。また、全学的に保護者会を行い、保護者との情報共有などで指導に工夫をしている。

全科目において「学生による授業改善のためのアンケート」を実施しているほか、学生 生活に対して提案箱の設置、卒業時の満足度調査を実施するなど、学生の意見をくみ上げ る仕組みを整備し、体制改善に反映させている。加えて、留学生への就学支援も適切に行 われている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

学科ごとに、教育目的に沿ったディプロマポリシーが定められ、「CAMPUS GUIDE (学生便覧)」やウェブサイトに公開されている。単位認定及び卒業要件は、学則に規定し、厳正に適用されている。また、教員向け「授業用ハンドブック」を作成し、成績評価等の適正かつ公平な実施に努めるとともに、単位認定については、オリエンテーションや授業の初回にも説明されている。他大学等における科目や単位認定も適切に行われている。

評価は GPA 制度が導入され、「履修要項・講義内容」には、評価の割合や評価基準も明確にされている。シラバスでは「授業の目的と到達目標」「事前・事後の学習時間・学習内容について」「評価方法・基準」「その他学生へのメッセージ」の情報を提供することで、履修学生の習熟状況を把握しながら授業外学修時間の確保を学生に促し、学修効果の向上を図っている。シラバスの記載内容については、第三者によるチェックが行われている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア支援課により、キャリア支援・就職支援講座、保護者向け就職説明会、業界勉強会などが準備され、留学生への就職支援も積極的に行われている。また、両学科に資格取得支援科目が開講されており、日本語検定などの資格取得支援が行われている。

現代コミュニケーション学科では、職業観・就労意識の育成を図るための、就職サポート科目や企業や地域で実際に研修を行うキャリアサポート科目を開講している。食物学科では、自分の関心・適性を理解し、将来をデザインしていく内容であるキャリア教育科目を開講している。また、希望者には、インターンシップを行っている。

両学科とも就職先は静岡県内が多く、100%近い就職率を達成しており、教育課程内外を 通じての社会的・職業的自立に関する指導体制は整っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

- 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発
- 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目標の達成状況を点検・評価するため、「学生による授業改善のためのアンケート」を、専任教員と兼任教員を問わず実施している。アンケート結果はフィードバックされ、担当教員は所見や改善への取組みを明らかにし、教育内容・学修指導の改善にも役立つようにされており、学生も図書館でアンケートの結果を閲覧できる。また、学生の学修行動を把握することを目的として「学修行動基礎調査」を実施し、指導の方向性を検討している。

このほか全授業科目を公開としているが、教員は学期ごとに 3 回以上の授業を参観し、「授業公開アンケート」を提出して、それぞれの授業改善に役立てている。

2-7 学生サービス

- 2-7-① 学生生活の安定のための支援
- 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活の安定のための支援として、短期大学独自の奨学金として「静岡英和学院大学短期大学部奨学金」「静岡英和学院大学短期大学部私費外国人留学生学費等減免」の制度や、「e スカラシップ」「推薦スカラシップ」「一般スカラシップ」のスカラシップ制度を設けている。また学生生活全般に関する学生の意見・要望を聞くため、学生提案箱を設置している。施設・設備に関するものも含め、投書内容は関係部署で分析・検討され、改善につなげており、更に学長や副学長にも伝達されるなど、学生の声に真摯に向合っている。また「大学生活に関する卒業生アンケート」も実施している。このほか、教員と職員が構成する学生委員会が組織され、事務部門の学務課と協働して、個別対応やサークルへの課外活動支援、諸行事支援、奨学金手続きなど学生サービスを行っている。

【参考意見】

○学生相談室の体制について、学生に対する心的支援を考慮し、体制を強化することが望まれる。

2-8 教員の配置・職能開発等

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教育目的及び教育課程に即した教育を行うため、設置基準上必要な教員数及び教授数が確保されている。専任教員組織は、教授・准教授・講師・助手によって構成されており、教員の採用・昇任等については規定している。

FD 活動に関しては、FD 委員会規程に基づき検討・運営しており、「学生による授業改善のためのアンケート」の実施、教員相互の授業参観、FD 研修会の開催等、組織的に取組んでいる。また教養教育実施については教務委員会が担当し、大きな変更を伴う場合は経営会議で検討を行っている。

【参考意見】

○51~60 歳の専任教員の割合がほかの年代と比べて高いので、年齢バランスをとること が望まれる。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

設置基準にのっとった校地・校舎を有し、緑豊かな環境に校地、運動場、校舎、図書館、体育館、ラウンジ、食堂、パソコンスペースなどが適切に配置されている。バリアフリー化のため手すりやスロープを設置し、段差処理も細やかに行ってアクセスを改善している。多目的トイレ・身障者用トイレを設置し、バリアフリー化が困難な南棟は障がいのある学生の学修ニーズに応じて授業教室を変更するなど、個別に対応している。

また図書館は、学内行事のある場合は開館時間の延長を行っている。法人施設の整備は、 ワーキンググループを設置して検討しており、教育環境の整備と適切な運営・管理が行われているほか、自衛消防隊活動マニュアルを定めて、各種訓練も適切に行っている。また、 授業を行う学生数の適切な管理のため、教育効果を意識したクラス編制が実施されている。

基準3.経営・管理と財務

【評価結果】

基準3を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、

運営に関連する法令の遵守

- 3-1-4 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為及びそれに基づいた常任理事行動規範等にのっとって運営されており、経営の規律と誠実性を維持するとともに、使命・目的を実現するために中長期計画に基づいて継続的努力を行っている。寄附行為及び学則その他諸規則等は、学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準等に基づいて作成されており、質の保証を担保するための関係法令等が遵守されている。公益通報についても規則に基づいて運用されている。

安全への配慮としては、「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部防火管理規程」を設け、防火に努めるとともに、火災・地震発生時の対応のため、自衛消防隊を設置している。緊急時の避難経路は、学生へ配付の「CAMPUS GUIDE(学生便覧)」に記載し、毎年新入生を対象にした地震防災避難訓練を行い、周知を図っている。学校教育法等に定められている教育情報・財務情報の公表はウェブサイト等により適切に行われている。

【参考意見】

○現在作成中の危機管理マニュアルの早期完成と構成員への周知が望まれる。

3-2 理事会の機能

3-2-(1) 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

使命・目的を達成するために、寄附行為に基づいて理事会を開催し、日常の業務を迅速かつ円滑に執行するために理事会のもとに常任理事会を設置している。戦略的に意思決定を行うために、常任理事の中で役割分担を明確にするとともに、理事長政策費を学校法人の理念に沿って利用している。理事会には、管理部門・教学部門の意見を反映するような仕組みができており、審議内容についても教学部門に報告され、決定事項が伝わるようになっている。

理事は、寄附行為に定められているとおり選任されている。

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学校教育法の改正の趣旨を踏まえて、内部の諸規則の見直しを行い、短期大学の教育研究に関する重要事項の最終判断を教授会の意見を踏まえた上で学長が最終決定を行うこととしている。学長のリーダーシップのもと、短期大学の運営ができるように教授会及び評議会に諮問し、経営会議で短期大学全般の経営・運営について協議・情報連絡を行っている。加えて、副学長はもちろんのこと、短期大学部部長、事務部長、企画部長及び学務部長とで、学長を補佐する体制をとっている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

管理部門と教学部門は適切に運営され、常任理事会に学長、副学長及び宗教主任がメンバーとして参加する他、短期大学部部長等が陪席し、理事会に短期大学の意思を反映することができるようになっている。

監事は理事会・評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べている。監事監査では理事長、学長等から前年度の事業報告と決算・中長期計画の進捗管理についての報告を聞き、 監査終了後には公認会計士との面談の場を設け意見交換を行っている。評議員会の運営は 寄附行為に基づいて適切に行われている。

理事長はリーダーシップを発揮しトップダウンで決定する他、各学科からの人事、学則 改正及び教育の質担保のための提案事項等は関係委員会、教授会等の審議を経て理事会に 提出されるなどボトムアップによる決定もできる仕組みを持っている。

監事及び評議員は、寄附行為に定められているとおり選任されている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-3 職員の資質・能力向上の機会の用意

基準項目3-5を満たしている。

【理由】

「静岡英和学院事務組織及び事務分掌規程」により、管理組織及びその所管業務の範囲 と権限を定め、責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執 行体制を確保している。

管理運営のための必要な会議として「事務職員連絡会議」を常任理事会開催日に連動して開き、事務運営上に関する事項についての協議を行っている。短期大学の重要会議である、併設大学と合同の評議会、経営会議には部長や課長が委員として出席あるいは陪席し、情報の共有化を図るとともに、事務部門と教学の連携を図っている。

職員の資質、能力向上のため、研修会等の積極的な取組みを行い、平成 28(2016)年 4 月には「SD の全学的実施方針及び計画」を策定し、この方針に基づいて、職員及び教員を対象として教職員研修会を複数回開催している。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目3-6を満たしている。

【理由】

日本私立学校振興・共済事業団の助言・指導による、平成 22(2010)年度から 5 か年間の経営改善計画を継承して、平成 28(2016)年度を起点とした 5 か年の中長期計画を策定している。

貸借対照表関係比率から見て、負債に備える資産の蓄積及び運用資産の保有状況は少なく、財政上の余裕があるとは言い難いが、学校法人全体としての定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分は「正常状態」を維持していることから、総合判定としての収支のバランスは保たれている。これは同一学校法人内の併設校の支出超過を上回る短期大学の事業活動収支差額の収入超過によるもので、短期大学の健全財政によるところが大きい。財務運営については、毎年度の教育活動資金収支差額や、平成32(2020)年度時点の施設設備改修用の内部留保額の目標を定めた上で、教育効果を高めるための予算編成に努めている。

3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目3-7を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準及び「静岡英和学院経理規程」に基づき、会計処理をするとともに、 予算執行状況は四半期ごとに常任理事会へ報告し、執行管理の検証をしている。資金運用 については、「静岡英和学院資金運用規程」に基づき、必要に応じて資金運用委員会を開催 し審議結果を常任理事会に報告している。

会計監査は、独立監査人による当該年度の監査計画の説明、元帳及び帳票書類等の照合、 現金預金及び有価証券の実査、業務手続きの確認、計算書類の照合等が期中監査と期末監 査に分けて実施され、最終監査報告を受けている。監事による監査も同様に、業務の状況 及び財産の状況についての監査を受け、業務改善に努めている。また、平成 28(2016)年度 から「静岡英和学院内部監査規程」に基づき、理事長のもとに内部監査委員会を置き、教 職員による内部監査を実施している。

基準 4. 自己点検·評価

【評価結果】

基準4を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

学則第2条に自主的・自律的な自己点検を実施することを定め、平成6(1994)年には自己点検・評価実施規程を制定し、それにのっとり、自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価については、自己点検・評価実施規程に基づき「静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価委員会小委員会設置要綱」を制定し、これに基づき、自己点検・評価を委員会にて組織的かつ機能的に実施している。教授会決定により、5年の周期で自己点検・評価を実施するとなっているものの、課題を掲げて毎年実施している。評価結果が出て、重要事項の改善等の必要が生じた場合には、適宜対応し改善できる体制を整え、適切に運営している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

現状把握のため種々の部署が作成した調査・データ・資料等をエビデンスとして、整理・分析し考察を加えることにより、さまざまな問題点や課題を見出し、自己点検・評価の根拠として活用している。エビデンスを通して改善すべき事項を明らかにすることで、客観性の高い自己点検・評価を実施し、報告書を作成している。

短期大学の質保証の観点から、平成 27(2015)年度、 $IR(Institutional\ Research)$ を短期大学のミッションとその実現のための手段と捉え、IR 委員会を設置した。IR 委員会では、さまざまなデータを収集・整理・分析する体制を整え、全学的な教学マネジメントの強化と建学の精神を生かした教育の質の向上のため、PDCA が機能するようにしている。

自己点検・評価の活動を自己点検報告書としてまとめ、教職員間で共有し、ウェブサイトにも掲載し、社会に公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

短期大学は、教育研究活動の改善と質的向上を図るため、「施行立案(本年度の課題)」
→「実行」→「結果検証・改善」→「再施策計画(次年度の課題)」という恒常的な自己 点検・評価の仕組みを確立し、機能させることが重要であると考え、組織全体の取組みとして PDCA サイクルを確立しており、自己点検・評価が機能している。評価結果について、自己点検・評価実施委員会で整理したものを、該当する委員会や部署で改善の必要な点について議論をした後に、会議等を経て、初年次教育の充実や授業数の整理等の改善に結びつけている。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1 地域交流事業

A-1-① 地域との様々な交流事業

【概評】

「University Identity」にある「地域社会に貢献する大学」を具現化するものとして、 短期大学の規模としては多くの事業が展開されている。現代コミュニケーション学科では、 「フィールドワーク(地域連携 I)」「フィールドワーク(地域連携 II)」を選択科目として 設置し、机上の空論に終わらない実践的な訓練をカリキュラムの一貫として行っている。

事業内容としては、併設大学の協力のもと、「キッズ食育フェア in エネリア」や「科学の祭典サイエンス・フェスティバル」のような子どもを対象としたものや、高齢者施設訪問など、幅広い年代にわたったものとなっている。

事業の運営に当たっては、個々の教員の持つ、地域とのつながりにより始められたものが多く、高く評価できるが、実施に当たっては学科の教職員の努力が大きく、今後、これらの活動をサポートする体制が望まれるところである。

事業の遂行にあたり、まず、焼津信用金庫と産学連携協定を、次いで、焼津信用金庫及び焼津市役所との産官学連携協定を締結していることから、これらに関連する事業の幅を拡げることができた。また、「食でリフレッシュ! in 梅ヶ島」は、5年間の地域プロジェクトとしてされており、継続性と併せて、計画的な事業展開もできている。どの事業も継続して実施されてきたことは、それぞれの事業が評価されていることと、地域との連携やコミュニケーションが効果的に行われていることの証左である。

地元の静岡市との包括連携協定もあり、今後連携事業の幅が更に拡がることを期待したい。

基準B. グローバル化

- B-1 留学生受け入れ、日本人学生との交流、地域の人との交流
 - B-1-① 留学生受け入れの意味と留学生センターの運営
 - B-1-② 留学センターの活動
 - B-1-3 国際交流

【概評】

留学生増加に伴う留学生受入れ組織として、留学生センターを設け、留学生が抱えている問題を迅速かつ適切に処理している。またボランティアの日本人学生が留学生センターを支え、日本人と留学生の交流を活発に行っている。平成 29(2017)年 4 月より、留学生センター長を置き、2 人体制となったことから、留学生への対応が更に強化された。

留学生センターは留学生の悩みなどを聞く相談室の機能以外に、生活サポート、語学・日本文化講座、日本語能力試験対策講座、英語勉強会、日本文化(華道・日本舞踊)の活動を行っている。また、国際交流として、留学生と地域の交流会、ふじのくに留学生親善大使としての活動のサポート、留学生日本語弁論大会、オーストラリア短期留学、韓国短期留学、その他の地域交流を行っている。

留学生センター設立により、地域との交流活動が盛んに行われるようになり、「世界お茶まつり」「東アジア 食と農フォーラム」など、静岡県及び静岡市の行事において、留学生がボランティア通訳としての役割を果たすようになっている。留学生がこうした催しに参加することにより、日本文化、生活習慣等、日本への理解が深まるとともに、留学生が

自国の文化・習慣を伝える良い機会となっている。

今後も留学生と日本人学生が協力し合い、学内外で活躍する機会を作ることにより、異文化交流、グローバル化に向けた国際交流の活発化が期待される。